



(3) 母子保健型

ア 基本分

- |  |         |             |
|--|---------|-------------|
| ① 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合   | 1 か所当たり | 14,331,000円 |
| ② 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合   | 1 か所当たり | 6,994,000円  |
| ③ 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 | 1 か所当たり | 11,834,000円 |
| ④ 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 | 1 か所当たり | 9,491,000円  |
| ⑤ 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合               | 1 か所当たり | 9,337,000円  |
| ⑥ 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合               | 1 か所当たり | 4,497,000円  |

※ 平成27年度において、1か所に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持している市町村は、①から⑥の基準額によらず、以下の基準額を適用することができるものとする。

・保健師等専門職員を2名配置する場合

1市町村当たり年額 14,988,000円

・保健師等専門職員を3名以上配置する場合

1市町村当たり年額 21,382,000円

※ 従来より市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されてる場合については対象としない。

イ 加算分

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| ①多言語対応加算  | 1 か所当たり年額 | 805,000円 |
| ②特別支援対応加算 | 1 か所当たり年額 | 774,000円 |

2 開設準備経費（改修費等）

- |              |         |            |
|--------------|---------|------------|
| (1) 基本型及び特定型 | 1 か所当たり | 4,000,000円 |
|--------------|---------|------------|

		(2) 母子保健型 1か所当たり 4,000,000円 ※(1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。																																								
延長保育事業 (別添2)	延長保育事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 保育短時間認定 (在籍児童1人当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業 (定員20人以上)</p> <table border="1"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>37,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>56,400円</td> </tr> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>13,100円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>26,200円</td> <td>33,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>39,300円</td> <td>49,800円</td> </tr> </table> <p>ウ 事業所内保育事業 (定員19人以下)</p> <table border="1"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>24,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>36,300円</td> </tr> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>83,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>166,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>249,600円</td> </tr> </table> <p>(2) 保育標準時間認定 (1事業当たり年額)</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1"> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </table>	延長時間区分		1時間	18,800円	2時間	37,600円	3時間	56,400円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	13,100円	16,600円	2時間	26,200円	33,200円	3時間	39,300円	49,800円	延長時間区分		1時間	12,100円	2時間	24,200円	3時間	36,300円	延長時間区分		1時間	83,200円	2時間	166,400円	3時間	249,600円	延長時間区分		延長保育事業の実施に必要な経費	<p>県 1/3</p> <p>(国) 1/3</p> <p>(市町村) 1/3</p>
延長時間区分																																										
1時間	18,800円																																									
2時間	37,600円																																									
3時間	56,400円																																									
延長時間区分	A型・B型	C型																																								
1時間	13,100円	16,600円																																								
2時間	26,200円	33,200円																																								
3時間	39,300円	49,800円																																								
延長時間区分																																										
1時間	12,100円																																									
2時間	24,200円																																									
3時間	36,300円																																									
延長時間区分																																										
1時間	83,200円																																									
2時間	166,400円																																									
3時間	249,600円																																									
延長時間区分																																										

30分	300,000円
1時間	1,667,000円
2～3時間	2,640,000円
4～5時間	5,510,000円
6時間以上	6,485,000円

イ 小規模保育事業

	延長時間区分	A型	B型	C型
自 園 調 理 等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,338,000円	1,338,000円	1,338,000円
	2～3時間	1,662,000円	1,662,000円	1,662,000円
	4～5時間	4,246,000円	4,246,000円	4,226,000円
	6時間以上	4,934,000円	4,934,000円	4,914,000円
そ の 他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,291,000円	1,291,000円	1,291,000円
	2～3時間	1,507,000円	1,507,000円	1,507,000円
	4～5時間	3,445,000円	3,445,000円	3,425,000円
	6時間以上	3,846,000円	3,846,000円	3,826,000円

※ 「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用（ウ及びエにおいて同じ）

ウ 事業所内保育事業

	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下	
			A型	B型
自 園 調 理 等	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円
	2～3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円
	4～5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円
	6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円
そ の 他	30分	276,000円	276,000円	276,000円
	1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円
	2～3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円

4～5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円
6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円

エ 家庭的保育事業

	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下
自 園 調 理 等	30分	200,000円	150,000円
	1時間	589,000円	302,000円
	2～3時間	1,057,000円	554,000円
	4～5時間	2,647,000円	1,801,000円
	6時間以上	4,252,000円	3,062,000円
	そ の 他	30分	200,000円
1時間		574,000円	287,000円
2～3時間		1,005,000円	502,000円
4～5時間		1,950,000円	1,104,000円
6時間以上		3,268,000円	2,078,000円

オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合

延長時間区分	
30分	300,000円
1時間	1,895,000円
2～3時間	2,868,000円
4～5時間	5,624,000円
6時間以上	6,485,000円

2 訪問型

(1) 保育短時間認定（児童1人当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
1時間	249,700円
2時間	499,400円
3時間	749,100円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
1時間	249,700円
2時間	430,000円
3時間	430,000円

(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）

ア 居宅訪問型

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2～3時間	502,000円
4～5時間	846,000円
6時間以上	1,190,000円

イ その他（保育所等の施設で利用児童が1名となった場合）

延長時間区分	
30分	150,000円
1時間	287,000円
2時間以上	430,000円

※ 1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する1人（1事業）当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。

実費徴収に係る補給を行う事業

実費徴収に係る補給を行う事業

- 1 教材費・行事費等（給食費以外）  
生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 2,500円
- 2 給食費（副食材料費）  
低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 4,700円

実費徴収に係る補給を行う事業の実施に必要な経

(別添3)			費	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (別添4)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>1 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額 400,000円</p> <p>2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円</p> <p>3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円</p> <p>※ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料</p>	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	
放課後児童健全育成事業 (別添5)	放課後児童健全育成事業(特定分)	<p>1 放課後児童健全育成事業</p> <p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみの配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特例分)1②、③又は④に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上 of 放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,558,000円ー(19人ー支援の単位を構成する児童の数)</p>	局長通知別添1の放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く)	県 1/3 (国) 1/3 (市町村) 1/3

		<p style="text-align: right;">× 29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,734,000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数)</p> <p style="text-align: right;">× 26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,734,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,734,000円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人)</p> <p style="text-align: right;">× 69,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日) × 19,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 19,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × 409,000円 (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 184,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)</p> <p>ア 基本額 (1支援の単位当たり年額) (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,099,000円 (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,726,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 19,000円</p>		
--	--	---	--	--

	<p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」  の年間平均時間数 × 409,000円</p> <p>②設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合</p> <p>※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、放課後児童支援員を1名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>※ 通常、放課後児童支援員1名配置であり、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わり、補助員1名配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位  2,558,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位  3,978,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位      3,978,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位  3,978,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×58,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位      2,464,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  （年間開所日数－250日）×15,000円  （1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）  長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  （上記要件に該当する開所日数）×15,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）  「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均  時間数×271,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p>	
--	--	--

		<p>「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 122,000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,451,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,726,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 （上記要件に該当する開所日数）×15,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × 271,000円</p> <p>③設備運営基準に基づく補助員のみを2名以上配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放課後児童健全育成事業（特例分）1②又は④に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,823,000円－（19人－支援の単位を構成する児童の数）×29,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,216,000円－（36人－支援の単位を構成する児童の数）×26,000円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,216,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,216,000円－（支援の単位を構成する児童の数－45人）×63,000円</p>	
--	--	--	--

		<p>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）  (年間開所日数-250日) × 18,000円  (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）  長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 18,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  (ア)平日分（1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合）  「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均  時間数 × 339,000円  (イ)長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）  「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 152,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）  (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,582,000円  (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,063,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）  長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 18,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）  平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」  の年間平均時間数 × 339,000円</p> <p>④設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合  ※ 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日に関わらず、補助員を1名  配置とする場合は、本基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）  (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</p>	
--	--	---	--

		<p>1, 823, 000円－ (19人－支援の単位を構成する児童の数) × 29, 000円  (イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位</p> <p>3, 370, 000円－ (36人－支援の単位を構成する児童の数) × 26, 000円  (ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位                    3, 370, 000円  (エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位</p> <p>3, 370, 000円－ (支援の単位を構成する児童の数－45人) × 50, 000円  (オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位                    2, 056, 000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1 支援の単位当たり年額)  (年間開所日数－250日) × 14, 000円  (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)  長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 14, 000円</p> <p>エ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)  (ア) 平日分 (1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)  「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均  時間数 × 182, 000円  (イ) 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合)  「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 82, 000円</p> <p>(2) 年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所 (特例分)</p> <p>ア 基本額 (1 支援の単位当たり年額)  (ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位                    1, 861, 000円  (イ) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位                    1, 063, 000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1 支援の単位当たり年額)  長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合  (上記要件に該当する開所日数) × 14, 000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額 (1 支援の単位当たり年額)  平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」  の年間平均時間数 × 182, 000円</p>	
--	--	--	--

		<p>※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合</li> <li>・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があるとこども家庭庁長官が認める場合</li> </ul> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p> <p>※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。</p>	
		<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下本項目において「局長通知」という。）別添2の3（1）③に定める事業を実施する場合</p> <p style="text-align: right;">13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く）</p> <p style="text-align: right;">12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 局長通知別添2の3（2）③及び④に定める事業を実施する場合</p> <p>（ア）小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合</p> <p style="text-align: right;">2,000,000円</p>	<p>放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>

	<p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※ 開設準備経費については令和5年度に支払われたものに限る。</p>	
	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 2,009,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,066,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業 521,000円</p> <p>※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（一般分）	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域</p>	放課後児童支援員等処遇改善等事業の実

<p>との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
<p>2 障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（1）障害児を3人以上受け入れる場合</p> <p>ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,000,000円</p> <p>イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合</p> <p>（ア）職員を1人配置 2,000,000円</p> <p>（イ）職員を2人以上配置 4,000,000円</p> <p>ウ 障害児を9人以上受け入れる場合</p> <p>（ア）職員を1人配置 2,000,000円</p> <p>（イ）職員を2人配置 4,000,000円</p> <p>（ウ）職員を3人以上配置 6,000,000円</p> <p>（2）医療的ケア児を受け入れる場合</p> <p>ア 看護職員等を配置 4,061,000円</p> <p>イ 看護職員等送迎支援等を実施 1,353,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に</p>	<p>障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費</p>

	「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
3	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 支援の単位当たり年額 625,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費
4	<p>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置</p> <p>1 事業所当たり年額 1,330,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
5	<p>放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助</p> <p>1 支援の単位当たり年額 1,451,000円</p>	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
6	<p>放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助</p> <p>1 事業所当たり年額 300,000円</p>	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必

		要な経費
	<p>7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童クラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助</p> <p style="text-align: right;">1 市町村当たり年額 4,133,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施に必要な経費
	<p>8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等した場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助</p> <p style="text-align: right;">1 支援の単位当たり月額 280,000円</p>	災害時放課後児童クラブ利用料支援事業の実施に必要な経費
放課後児童健全育成事業（その他分）	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1 支援の単位当たりの（1）～（3）の合計額</p> <p>（1）放課後児童支援員を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 131,000円</p> <p>（2）概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 263,000円</p> <p>（3）（2）の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置</p> <p style="text-align: right;">対象職員1人当たり 394,000円</p> <p>※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とす</p>	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手

		る。	当、通勤手当)、共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)
		<p>2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</p> <p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)の実施に必要な経費
子育て短期支援事業(別添6)	子育て短期支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円</p> <p>イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円</p> <p>※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料</p>	子育て短期支援事業の実施に必要な経費

		<p>減免を実施する場合に（１）に加算する額</p> <p>ア ２歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 4,200円</p> <p>イ ２歳以上児 年間延べ日数 × 2,100円</p> <p>ウ 緊急一時保護の母 年間延べ日数 × 600円</p> <p>（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円</p> <p>※ ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に（２）に加算する額</p> <p>ア 夜間養護事業</p> <p>（ア）基本分 年間延べ日数 × 400円</p> <p>（イ）宿泊分 年間延べ日数 × 400円</p> <p>イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 1,000円</p> <p>2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円</p> <p>※ 令和５年度に支払われたものに限る。</p> <p>※ 実施施設が「次世代育成支援対策施設整備交付金」による整備時に「子育て短期支援事業のための居室等整備加算」を適用した場合は開設準備経費は算定できない。</p>	
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の（１）（２）の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>（１）ケース対応会議の開催</p>	乳児家庭全戸訪問事業の実

<p>(別添7)</p>		<p>(2) 養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・家事援助</li> <li>・ 専門的相談支援</li> </ul> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日付文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添31に規定する「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施した場合は、養育支援訪問事業において「育児・家事援助」を行ったものとみなす。</p> <p>2 1以外の市町村</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 6,000円</p>	<p>施に必要な経費</p>
<p>養育支援訪問事業 (別添8)</p>	<p>養育支援訪問事業</p>	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円</p>	<p>養育訪問支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (別添9)</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p>	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組</p> <p>(1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>(2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組</p>	<p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施に必要な経費</p>

		<p>1 市町村当たり 3,000,000円</p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 1 市町村当たり 660,000円</p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組 (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の 3 (4) ①の取組のみを実施している場合 1 市町村当たり 720,000円</p> <p>(2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施要綱の 3 (4) ①及び②の取組を実施している場合 1 市町村当たり 2,520,000円</p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1 市町村当たり 640,000円</p>	
地域子育て支援拠点事業 (別添10)	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費 (1か所当たり年額)</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 基本分</p> <p>(ア) 3～4日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を合計3名以上配置する場合 5,940,000円</li> <li>・職員を合計2名配置する場合 4,392,000円</li> </ul> <p>(イ) 5日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 8,639,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 5,391,000円</li> </ul> <p>(ウ) 6～7日型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員を配置する場合 9,251,000円</li> <li>・非常勤職員のみを配置する場合 6,390,000円</li> </ul> <p>※ (イ) 及び (ウ) について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1 (5) ③センター型 (経過措置 (小規模型指定施設) の場合を除く) として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p>	地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費

	イ 加算分		
	(ア) 子育て支援活動の展開を図る取組		
		3～4日型	1,601,000円
		5日型	3,302,000円
		6～7日型	2,915,000円
	(イ) 地域支援		1,553,000円
	(ウ) 特別支援対応加算		1,085,000円
	(エ) 研修代替職員配置加算	1人あたり年額	23,000円
	(オ) 育児参加促進講習休日実施加算		412,000円
	(2) 出張ひろば		1,620,000円
	(3) 小規模型指定施設		
	ア 基本分		3,112,000円
	イ 加算分		1,556,000円
	(4) 連携型		
	ア 基本分	3～4日型	2,026,000円
		5～7日型	3,192,000円
	イ 加算分		
	(ア) 地域の子育て力を高める取組		491,000円
	(イ) 特別支援対応加算		1,085,000円
	(ウ) 研修代替職員配置加算	1人あたり年額	23,000円
	(エ) 育児参加促進講習休日実施加算		412,000円
	※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額（加算分も含む）ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事象実施月数÷12」を乗じること。		
	2 開設準備経費（1か所当たり年額）		

		<p>(1) 改修費等 1 か所当たり 4,000,000円</p> <p>(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 1 か所当たり 600,000円</p> <p>※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。</p>																																											
一時預 かり事 業 （別 添 11)	一時預 かり事 業（一 般分）	<p>1 運営費</p> <p>(1) 一般型</p> <p>ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1か所当たり年額）</p> <p>イ 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を終了した者の場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>3,051,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,267,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,719,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,171,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,623,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>9,075,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,527,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,979,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,431,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,883,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>16,335,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,787,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>19,239,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,691,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>22,143,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,595,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>25,047,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>26,499,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,951,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	3,051,000円	900人以上1,500人未満	3,267,000円	1,500人以上2,100人未満	4,719,000円	2,100人以上2,700人未満	6,171,000円	2,700人以上3,300人未満	7,623,000円	3,300人以上3,900人未満	9,075,000円	3,900人以上4,500人未満	10,527,000円	4,500人以上5,100人未満	11,979,000円	5,100人以上5,700人未満	13,431,000円	5,700人以上6,300人未満	14,883,000円	6,300人以上6,900人未満	16,335,000円	6,900人以上7,500人未満	17,787,000円	7,500人以上8,100人未満	19,239,000円	8,100人以上8,700人未満	20,691,000円	8,700人以上9,300人未満	22,143,000円	9,300人以上9,900人未満	23,595,000円	9,900人以上10,500人未満	25,047,000円	10,500人以上11,100人未満	26,499,000円	11,100人以上11,700人未満	27,951,000円	一時預 かり事 業の実 施に必 要な費 用
年間延べ利用児童数	基準額																																												
300人未満	2,751,000円																																												
300人以上900人未満	3,051,000円																																												
900人以上1,500人未満	3,267,000円																																												
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円																																												
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円																																												
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円																																												
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円																																												
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円																																												
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円																																												
5,100人以上5,700人未満	13,431,000円																																												
5,700人以上6,300人未満	14,883,000円																																												
6,300人以上6,900人未満	16,335,000円																																												
6,900人以上7,500人未満	17,787,000円																																												
7,500人以上8,100人未満	19,239,000円																																												
8,100人以上8,700人未満	20,691,000円																																												
8,700人以上9,300人未満	22,143,000円																																												
9,300人以上9,900人未満	23,595,000円																																												
9,900人以上10,500人未満	25,047,000円																																												
10,500人以上11,100人未満	26,499,000円																																												
11,100人以上11,700人未満	27,951,000円																																												

11,700人以上 12,300人未満	29,403,000円
12,300人以上 12,900人未満	30,855,000円
12,900人以上 13,500人未満	32,307,000円
13,500人以上 14,100人未満	33,759,000円
14,100人以上 14,700人未満	35,211,000円
14,700人以上 15,300人未満	36,663,000円
15,300人以上 15,900人未満	38,115,000円
15,900人以上 16,500人未満	39,567,000円
16,500人以上 17,100人未満	41,019,000円
17,100人以上 17,700人未満	42,471,000円
17,700人以上 18,300人未満	43,923,000円
18,300人以上 18,900人未満	45,375,000円
18,900人以上 19,500人未満	46,827,000円
19,500人以上 20,100人未満	48,279,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,751,000円
300人以上 900人未満	2,934,000円
900人以上 1,500人未満	3,146,000円
1,500人以上 2,100人未満	4,544,000円
2,100人以上 2,700人未満	5,942,000円
2,700人以上 3,300人未満	7,340,000円
3,300人以上 3,900人未満	8,738,000円
3,900人以上 4,500人未満	10,136,000円
4,500人以上 5,100人未満	11,534,000円
5,100人以上 5,700人未満	12,932,000円
5,700人以上 6,300人未満	14,330,000円
6,300人以上 6,900人未満	15,728,000円
6,900人以上 7,500人未満	17,126,000円
7,500人以上 8,100人未満	18,524,000円
8,100人以上 8,700人未満	19,922,000円
8,700人以上 9,300人未満	21,320,000円
9,300人以上 9,900人未満	22,718,000円

9,900人以上10,500人未満	24,116,000円
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育の提供を受ける児童。）

(ア) 平日分 400円

(イ) 長期休業日（8時間未満） 400円

(ウ) 長期休業日（8時間以上） 800円

(エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

・超えた利用時間が2時間未満 100円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 200円</li> <li>・ 超えた利用時間が 3 時間以上 300円</li> </ul>	
	ウ 緊急一時預かり対象児童（児童 1 人当たり日額）	4,400円
	エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算（児童 1 人当たり日額）	3,600円
	(2) 幼稚園型 I	
	ア 在籍園児分（ウを除く）（児童 1 人当たり日額）	
	(ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）	
	I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設	
	① 平日	400円
	② 長期休業日（8 時間未満）	400円
	③ 長期休業日（8 時間以上）	800円
	II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設	
	① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－	400円
		(10円未満切り捨て)
	② 長期休業日（8 時間未満）	400円
	③ 長期休業日（8 時間以上）	800円
	(イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）	800円
	(ウ) 長時間加算	
	I (ア) I ①及び(ア) II ①については 4 時間(又は教育時間との合計が 8 時間)、(ア) I ③、(ア) II ③及び(イ)については 8 時間を超えた利用の場合	
	・ 超えた利用時間が 2 時間未満	150円
	・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	300円
	・ 超えた利用時間が 3 時間以上	450円
	II (ア) I ②及び(ア) II ②については 4 時間を超えた利用の場合	
	・ 超えた利用時間が 2 時間未満	100円
	・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満	200円
	・ 超えた利用時間が 3 時間以上	300円
	(エ) 保育体制充実加算	
	I 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び④の	

		<p>要件を満たす施設 1 か所当たり年額 2,892,400円</p> <p>II 次の①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1 か所当たり年額 1,446,200円</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること。  ②平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施していること。  ③年間延べ利用児童数が2,000人超の施設であること。  ④児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省第11号）第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。  ⑤教育・保育従事者の概ね2分の1以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする。また、当該教育・保育従事者の数は2名を下ることがないこと。</p> <p>(オ) 就労支援型施設加算(事務経費)</p> <p>1 か所当たり年額 1,383,200円</p> <p>※1 ※2③の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1か所当たりの年額を691,600円とする</p> <p>※2 次の要件を満たす施設に適用する。</p> <p>①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上（平日については教育時間を含む）の預かりを実施していること  ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令39号）第42条に規定されている連携施設となっていること  ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること</p> <p>イ 在籍園児以外の児童分（ウ及び(3)を除く）（児童1人当たり日額）</p> <p>(ア) 基本分 800円</p> <p>(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が2時間未満 150円</li> <li>・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円</li> <li>・ 超えた利用時間が3時間以上 450円</li> </ul> <p>ウ 特別な支援を要する児童分（児童1人当たり日額） 4,000円</p> <p>※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。</p> <p>(ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な</p>	
--	--	---	--

事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

(イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

※ 幼稚園型Ⅰに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（ア(ア)Ⅰ③、ア(ア)Ⅱ③、ア(ウ)、ア(エ)、ア(オ)及びイ(イ)及びウに係る基準額）を適用したことにより10,223,000円を超えた場合は、この限りでない）。

(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）

ア 2歳児

Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

(ア) 基本分 2,650円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

・ 超えた利用時間が2時間未満 330円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円

・ 超えた利用時間が3時間以上 990円

Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設

(ア) 基本分 2,250円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

・ 超えた利用時間が2時間未満 280円

・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円

・ 超えた利用時間が3時間以上 840円

イ 1歳児

(ア) 基本分 2,250円

(イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）

・ 超えた利用時間が2時間未満 280円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 560円</li> <li>・ 超えた利用時間が 3 時間以上 840円</li> </ul>	
	ウ 0 歳児	
	(ア) 基本分	4,500円
	(イ) 長時間加算 (8 時間を超えた利用)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超えた利用時間が 2 時間未満 560円</li> <li>・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 1,120円</li> <li>・ 超えた利用時間が 3 時間以上 1,680円</li> </ul>	
	(4) 余裕活用品 (児童 1 人当たり日額)	
	ア 基本分	2,400円
	イ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童 1 人当たり日額)	3,600円
	(5) 居宅訪問型 (児童 1 人当たり日額)	
	ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童	
	利用時間 4 時間以上	9,000円
	利用時間 4 時間未満	4,500円
	イ 緊急一時預かり対象児童	
	利用時間 4 時間以上	12,100円
	利用時間 4 時間未満	6,050円
	ウ 特別支援児童 (障害児・多胎児) 加算 (児童 1 人当たり日額)	3,600円
	(6) 災害特例型	
	ア 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に支給される子どものための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号、同法第28条第2項第2号若しくは第3号の内閣総理大臣が定める基準又は同法第30条第2項第2号、第3号若しくは第4号に規定する	

		<p>内閣総理大臣が定める基準により算定される金額（児童1人当たり月額）</p> <p>※月途中で利用を開始、又は利用を終了した場合の基準額の算定に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>イ 利用児童の保護者が復旧活動等を行うために、当該児童が在籍する幼稚園等において、教育時間の前後又は長期休業日等に、本事業を利用する児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">1,600円</p> <p>ウ ア、イ以外の児童（児童1人当たり日額）</p> <p style="text-align: right;">4,650円</p> <p>2 開設準備経費（1か所当たり年額）</p> <p>（1）改修費等</p> <p style="text-align: right;">4,000,000円</p> <p>（2）礼金及び賃借料（開設前月分）</p> <p style="text-align: right;">600,000円</p> <p>※（1）（2）とも令和5年度に支払われたものに限る。</p> <p>※（1）は災害特例型を除く。</p> <p>※（2）は一般型に限る。</p>		
	一時預かり事業（その他分）	1 運営費の事務経費加算（一般型に限る）	2,670,000円	一時預かり事業の実施に必要な経費
病児保育事業（別添12）	病児保育事業（特定分、一般分・事業費）	<p>1 病児対応型</p> <p>（1）基本分</p> <p style="text-align: right;">1か所当たり年額</p> <p style="text-align: right;">7,037,000円</p> <p style="text-align: right;">うち改善分</p> <p style="text-align: right;">2,538,000円</p> <p>※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること</p>		病児保育事業の実施に必要な経費

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,000,000円
100人以上150人未満	1,500,000円
150人以上200人未満	2,000,000円
200人以上300人未満	3,000,000円
300人以上400人未満	4,000,000円
400人以上500人未満	5,000,000円
500人以上600人未満	6,000,000円
600人以上700人未満	7,000,000円
700人以上800人未満	8,000,000円
800人以上900人未満	9,000,000円
900人以上1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円

3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※ 4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

ウ 送迎経費

1か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用

職員1人当たり年額 10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
(1) 25回以上50回未満	247,900円
(2) 50回以上100回未満	502,500円
(3) 100回以上150回未満	670,000円
(4) 150回以上	1,005,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等

1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）

1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。

2 病後児対応型

(1) 基本分

1か所当たり年額 5,187,000円

うち改善分 2,225,000円

※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)

50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,410,000円
150人以上200人未満	1,880,000円
200人以上300人未満	2,820,000円
300人以上400人未満	3,760,000円
400人以上500人未満	4,700,000円
500人以上600人未満	5,640,000円
600人以上700人未満	6,580,000円
700人以上800人未満	7,520,000円
800人以上900人未満	8,460,000円
900人以上1,000人未満	9,400,000円
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円
1,700人以上1,800人未満	16,920,000円
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円

※ 4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額

5,400,000円

ウ 送迎経費 1 か所当たり年額 3,634,000円

エ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

オ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数	基準額（1か所当たり年額）
(1) 25回以上50回未満	247,900円
(2) 50回以上100回未満	502,500円
(3) 100回以上150回未満	670,000円
(4) 150回以上	1,005,000円

(3) 普及定着促進費（開設準備経費）

ア 改修費等 1か所当たり 4,000,000円

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）1か所当たり 600,000円

※ ア及びイとも令和5年度に支払われたものに限る。

3 体調不良児対応型

(1) 基本分 1か所当たり年額 4,496,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、  
2,248,000円）

※ 平成26年度以前から実施する施設、または平成27年度以降新規開設し看護師等を2名以上配置して実施する施設の場合

(2) 加算分

ア 送迎対応を行う看護師等雇上費

1か所当たり年額 5,400,000円

イ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円

ウ 研修参加費用 職員1人当たり年額 10,000円

(3) 改善分 1か所当たり年額 4,496,000円

（ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、  
2,248,000円）

		<p>※ 平成27年度以降新規開設し看護師等を1名配置して実施する施設の場合</p> <p>4 非施設型（訪問型）（1か所当たり年額） 7,280,000円 （ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、3,640,000円）</p>							
	<p>病児保育（特定分・低所得者減加分加算）</p>	<p>1 低所得者減加分加算（病児対応型）</p> <p>（1）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>（2）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p> <p>2 低所得者減加分加算（病後児対応型）</p> <p>（1）生活保護法による被保護者世帯 5,000円 × 年間延利用人員</p> <p>（2）市区町村民税非課税世帯 2,500円 × 年間延利用人員</p> <p>※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。</p>	<p>病児保育事業の実施に必要な経費</p>						
<p>子育て援助活動支援事業（ファミリ</p>	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリ</p>	<p>1 運営費（1市町村当たり年額）</p> <p>（1）基本事業</p> <p>ア 基本分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人～49人</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人～99人</td> <td>1,800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員数	基準額	20人～49人	1,000,000円	50人～99人	1,800,000円	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリ</p>
会員数	基準額								
20人～49人	1,000,000円								
50人～99人	1,800,000円								

一・サポート・センター事業) (別添13)	一・サポート・センター事業)	100人～299人	2,000,000円	一・サポート・センター事業)の実施に必要な経費	
		300人～599人	2,800,000円		
		600人～999人	4,000,000円		
		1,000人～1,499人	8,100,000円		
		1,500人～1,999人	12,100,000円		
		2,000人～2,999人	16,200,000円		
		3,000人～3,999人	20,200,000円		
		4,000人～4,999人	22,200,000円		
		5,000人～5,999人	24,300,000円		
		6,000人～6,999人	26,300,000円		
		7,000人～7,999人	28,300,000円		
		8,000人～8,999人	30,300,000円		
		9,000人以上	32,400,000円		
		イ 加算分			
(ア) 支部の設置か所数に応じた加算(政令指定都市に限る)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・10か所以上 10,100,000円</li> <li>・10か所未満 支部数 × 1,000,000円</li> </ul>					
(イ) 24時間以上の講習(ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする)の実施による加算					
360,000円					
(ウ) 土日実施加算 1,800,000円					
※土曜日、日曜日又は祝日に、以下の①及び②を合わせて年間30回以上実施する場合に適用。					
①会員登録を行うための事業説明会					
②アドバイザー等の立ち会いによる利用会員と提供会員との事前顔合わせ					
(2) 病児・緊急対応強化事業					
ア 基本分					
		預かり等の利用件数	基準額		
		～59件	1,800,000円		
		60件～119件	2,400,000円		

120 件～199 件	3,800,000 円
200 件～299 件	5,700,000 円
300 件～399 件	7,700,000 円
400 件～599 件	10,500,000 円
600 件～699 件	14,500,000 円
700 件～799 件	16,500,000 円
800 件～899 件	18,600,000 円
900 件～999 件	20,600,000 円
1,000 件以上	22,600,000 円

イ 加算分

(ア) 近隣市町村会員受入 1,000,000円

(イ) 初年度体制整備（事業開始年度に限る） 4,000,000円

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の  
利用支援を実施する場合の加算 500,000円

(4) 預かり手増加のための取組加算

預かりを行う会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額
19人以下	2人以上	500,000円
20人～199人	1割以上	1,000,000円
200人以上	20人以上	1,500,000円

※ 援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。また、当該年度から新たに事業を開始をした市町村は対象外とし、翌年度以降に申請可とする。

(5) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算  
1,500,000円

2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

(1) 改修費等 4,000,000円

(2) 礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

		※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。	
利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（特例措置分（1））	<p>1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p> <p>(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等</p> <p>ア 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 300,000円</p> <p>イ 延長保育事業 定員19人以下150,000円 定員20人以上59人以下200,000円 定員60人以上250,000円</p> <p>ウ 放課後児童健全育成事業 定員19人以下300,000円 定員20人以上59人以下400,000円 定員60人以上500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 延長保育事業の「定員」は事業を実施する保育所等の定員</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合（令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。）に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用 ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</p> <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 ・消毒掃除費用等</p> <p>※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2) 感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p>	新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実施に必要な経費（飲食料費を除く。）
利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		<p>2 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p>	ICT化推進事業の実施に必要な

<p>ポ ー ト・セ ンター 事業)</p>		<p>(1)、(2)の合計500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	<p>な経費</p>
<p>子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分(2))</p>	<p>3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)</p> <p>(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2) 研修のオンライン化</p>	<p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3) 通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	<p>ICT化推進事業(令和5年度補正予算分)の実施に必要な経費</p>